

# 平成27年度から、多面的機能支払が、法律に基づいた制度となります。

- 平成26年6月に、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援を法制化するための「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、来年4月に施行されることとなりました。
- これに伴い、今年度から始まった多面的機能支払は、来年度から法律に基づく安定的な制度となります。

## 【平成27年度からの主な変更点】

### ① 計画制度

活動組織は事業計画を作成して市町村の認定を受け、それに基づいて活動に取り組むこととなります。

- 中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援と併せて計画を策定することが可能となり、各施策を組み合わせて、計画的に取組を進めることができます。
- 現行の活動計画書を活用できるようにして、事務負担の軽減に努めます。

### ② 交付ルート

国→都道府県→市町村→活動組織となります。

- これまで3施策でそれぞれ異なっていた交付ルートが1本化されます。
- 地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織の事務等を支援する組織として位置付けることを検討中です。

## 多面的機能支払の法制化に関するQ&A

※ 今後、関係者のご意見を伺いながら、詳細な内容を検討してまいります。

### Q 1 申請の方法は、平成27年度から変わりますか？

- A 1 これまで活動組織には、地域協議会から交付金が交付されましたが、平成27年度からは、市町村から交付金が交付されることとなります。
- 2 このため、交付申請等の申請書類については、活動組織から市町村に提出して頂くこととなります。
- 3 この申請手続については、地域協議会が支援する仕組みを検討しています。

### Q 2 現在の活動計画書は、どのように取り扱われますか？

- A 1 活動計画書は、法に基づく事業計画書として、市町村の認定等の手続をとって頂く必要があります。
- 2 具体的な手続は現在検討中ですが、法制度へスムーズに移行できるよう、できる限り簡素化する予定です。

### Q 3 地域協議会は、どのような位置付けとなりますか？

- A 1 地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織を支援する組織として位置付け、本施策が円滑に推進される仕組みとしていきたいと考えています。
- 2 具体的には、交付・申請事務、活動組織に対する指導・助言、普及・浸透活動（説明会等）の実施等を支援する組織とすることを検討しています。

### Q 4 今後のスケジュールはどうなりますか？

- A 1 法が施行される平成27年4月以降、国が基本指針を定め、それに即して、都道府県、市町村、活動組織が、基本方針、促進計画、事業計画等を定めることとなります。
- 2 農林水産省としては、法に基づく制度に円滑に移行できるよう、基本指針の案を作成するとともに、基本方針等のひな形をお示しすることとしています。
- 3 来年度速やかに活動に取り組めるよう、平成26年度内に準備作業を進めて頂きたいと考えています。

【お問合せ先】

中国四国農政局 農地整備課 農地・水保全管理室 (電話) 086-224-4511 (内線2671)

農林水産省 農村振興局 農地資源課 農地・水保全管理室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 (電話) 03-6744-2447

平成26年6月